

実施年月日	令和3年11月8日
実施方法	オンライン会議システム「Zoom」

○市長(藤井信吾君) それでは、議案第55号について提案理由をご説明申し上げます。議案第55号、令和3年度取手市一般会計補正予算(第11号)についてであります。補正予算の規模は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ2億2,663万5,000円を増額し、予算総額を398億540万1,000円とするものであります。今回の歳出予算の補正内容は2点ございます。まず1点目は、新型コロナウイルス感染症対策事業であります。国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について、既に実施している本交付金活用事業のうち、契約額の確定等により発生した執行残額を活用して、健康相談会事業、テイクアウト飲食店事業者支援事業、避難所環境整備事業など様々な対応策を実施いたします。また不足が見込まれる生活困窮者住宅確保給付金の増額を計上しております。引き続き市民の皆様のご健康と安全を守りつつ、地域経済の下支えをしてまいります。2点目は新型コロナウイルスワクチン接種推進事業であります。主に新型コロナウイルスワクチンの3回目の接種について、国から方針が示されたことにより、令和3年度中の所要額を計上しております。あわせてワクチン接種に御協力いただいている施設への協力金、また、時間外や休日の医療機関から集団接種会場に医療従事者を派遣いただいた際の協力金についても増額をしております。

次に、歳入予算の補正内容といたしましては、各事業に係る国県の負担金、補助金等のほか事業に伴う財源調整として財政調整基金を減額しております。

以上、議案第55号につきまして提案理由の御説明を申し上げます。この後、詳細につきまして担当部課長から説明をさせていただきます。よろしく願いいたします。

○財政部長(牧野妙子君) おはようございます。財政部、牧野でございます。議案第55号、一般会計補正予算(第11号)及び、ここに計上されている新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業について御説明させていただきます。

説明に当たりましては、まず新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業について御説明させていただき、その後、新型コロナウイルスワクチン接種推進事業を含む補正予算の内容について説明をさせていただきます。

資料につきましては、臨時交付金の資料といたしまして、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(令和2年度国第三次補正・執行残組替え分)活用事業一覧」、

次に、今回の臨時会の議案第55号、令和3年度取手市一般会計補正予算(第11号)、そして議案の説明資料としまして、令和3年度取手市一般会計11月補正予算(案)の概要となっております。初めに、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して実施する事業について御説明いたします。まず、国における今回の臨時交付金の概要についてですが、国は新型コロナウイルスの感染拡大を防止するとともに、影響を受けて

いる地域経済や住民生活を支援し地方創生を図るため、自治体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を創設し、令和2年4月30日に成立した第一次補正予算で1兆を計上しました。その後、6月12日に成立した第2次補正予算において、2兆円が追加され、さらに令和3年1月28日に成立した第3次補正予算においても1.5兆円が追加されたところです。

次に、取手市における活用状況についてですが、令和2年度における国の第1次補正予算分として3億4,654万8,000円、第2次補正予算分として8億2,712万円、第3次補正予算分として3億8,582万8,000円、あわせて15億5,949万6,000円が地方単独分として配分されており、既にこれらを活用した様々な事業を展開しているところです。このうち、第3次補正予算分については国の本省繰越を受けており、市においては令和3年度の予算として、4月臨時会で議決いただきました一般会計補正予算第3号において予算措置し、事業を実施してまいりました。今回の補正予算では、これらの事業の執行状況を精査するとともに、精査により生まれた残額を活用して、新たな事業を計上しております。交付金活用事業につきましては、新型コロナウイルス感染症が市民生活に大きな影響を与える中、当面の課題である感染拡大防止及び経済活動を含めた市民生活を総合的に支援するため、今までと同様に、市民生活支援、経済支援、感染拡大防止の3つを柱とした対策を引き続き実施いたします。

それでは、臨時交付金活用事業一覧を御覧ください。表の構成は、左から柱建てしました項目、事業番号、事業名、事業費と財源内訳になっており、一番右に事業の簡単な概要が記載されております。事業数は全部で15事業です。内訳は、市民生活支援が5事業、経済支援が4事業、感染拡大防止が6事業となっております。先に表の1番下、合計欄を御覧ください。今回の臨時交付金を活用しました事業費総額は、1番左の欄にございますように7,882万4,000円で、財源内訳は、臨時交付金が太枠で囲んであります欄となりますが、5,903万6,000円となっております。また、事業の実施に当たっては、一般財源も1,978万8,000円活用しております。なお、事業の一部には既に歳出予算に計上済みであり、今回の補正予算では臨時交付金を充当する財源充当の変更のみを行う事業などが含まれております。そのため、この表の事業費と補正予算における歳出計上額との間に若干の差異が生じている事業がございますのでどうぞご了承願います。

それでは、活用事業一覧に基づき、担当部長より説明させていただきますのでよろしくお願いたします。

○健康増進部長（大野安史君） おはようございます。健康増進部の大野でございます。私のほうからは、一覧表の項目1番にございます市民生活支援、健康二次被害対策事業、322万3,000円について御説明をさせていただきます。コロナ禍において危惧されている健康二次被害への対策といたしまして、介護予防拠点施設及びウエルスプラザに体組成等の身体状況の測定器を配置しまして、健康状態の見える化を図るとともに、特に健康二次被害の影響が大きいと考えられる高齢者への健康相談会を開催し、市民の健康維持向上を図るため、測定機器の購入経費及び相談会における専門職謝礼等の322万3,000円を計上しております。続きまして、一覧表9番の経済支援の指定管理者施設休業支援金・利用制

限支援金 560 万 9,000 円でございます。指定管理者施設でございます市民会館及び福祉会館並びにウェルネスプラザについて、私のほうから一括にて御説明をさせていただきます。これらの施設におけるコロナウイルス感染拡大防止対策といたしまして、令和 3 年 8 月から 9 月にかけて休館を行いました。及び、令和 2 年度中に実施した利用制限により生じた減収に対する支援金といたしまして、合わせて 560 万 9,000 円を計上しております。内訳といたしましては、市民会館、福祉会館が本年 8 月 18 日から 9 月 26 日までの 40 日間の休館、及び令和 2 年度の利用制限に伴う減収分といたしまして 170 万 5,000 円。ウェルネスプラザでございますが、同じく本年 8 月 19 日から 9 月 21 日までの 34 日間の休館、及び令和 2 年度の利用制限に伴う減収分としまして 390 万 4,000 円となっております。私のほうからは説明が以上となります。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○福祉部長（稲葉芳弘君） 福祉部、稲葉です。福祉部所管分についてご説明申し上げます。一覧表の 2 番、お休み処支援金補助、50 万円は、利用者の一時的な減少により、運営費に充てる収入が減少した市内 2 か所のお休み処事業運営団体に対し運営継続を支援する観点から、支援金を交付するものです。

次に、一覧表の中 11 番、教育・保育給付費等クラウドシステム導入事業は、市と市内の民間保育園等 21 ヶ所をオンラインで結び、給付費の算定に関する各民間保育施設との対面による書類のやりとりをクラウド上で行い、業務の効率化、ペーパーレス化及び感染症拡大防止を図ります。導入費用として 493 万 3,000 円を計上しました。次に 12 番、保育所の感染症予防対策事業です。築 21 年の白山保育所和室の老朽化した空調設備を交換し、室内の換気と空調設備を整備します。また、永山保育所、久賀保育所の園庭に設置している園児たちの足洗い・手洗い場を増設することで、園児たちの手や足を洗う際の密を解消します。空調機器の交換と手足洗い場の増設工事、合わせて 276 万 1,000 円を計上しました。福祉部所管は以上となります。

○まちづくり振興部長（野口 昇君） まちづくり振興部の野口です。続きまして、まちづくり振興部所管の交付金活用事業一覧 3 番の買物弱者支援事業に係る移動販売車購入費補助、7 番のテイクアウト飲食店事業者支援事業について御説明いたします。まず、一覧 3 番の買物弱者支援事業に係る移動販売車購入費補助事業は、新型コロナウイルス感染症拡大による外出自粛要請等により、日常生活において必要な買い物が困難な状況に置かれた市民の買物環境の改善及び高齢社会の進展による販売箇所の追加要望等に対応するため、移動販売事業者が事業拡充に向けた販売車両の更新、新規整備をする経費の一部として買物弱者支援事業設備整備費補助金、400 万円を計上しております。次に、一覧 7 番のテイクアウト飲食店事業者支援事業は、これまでも実施してまいりましたが、出前やテイクアウト販売を行う飲食事業者の支援として、1 食当たりの限度額 300 円分に加え、経費の一部として 10%を割増しで補助し、事業者支援及び市民の消費喚起を図るため、出前・テイクアウト商品応援補助金等で 1,679 万 2,000 円を計上しております。以上となります。よろしくお願ひいたします。

○教育部長（田中英樹君） 教育委員会、田中です。続いて、教育委員会所管の事業を中心に御説明いたします。まず、項目番号 4、要保護・準要保護世帯支援事業 439 万 1,000

円は、学校の臨時休業により給食が提供できなかったため、要保護・準要保護認定を受けた児童生徒に対し、休業期間中の昼食費を支給し支援するものです。支給対象者は小学校で511人、中学校で302人の合計813人となり、給食支給予定日1日当たり300円を支給いたします。次に、項目番号5、電子図書館事業440万円は、令和2年度から実施している電子図書館事業について、令和3年度においても新型コロナウイルス感染症対策交付金を活用して、電子図書館の蔵書を充実させることにより、自宅から外出せずに図書館の電子書籍を利用いただける環境を整えることで、新型コロナウイルス感染症拡大防止への取組を継続していくものです。その財源について、臨時交付金の対象とするため財源充当の変更をするものです。

続きまして、下のほうです。項目番号13、教育委員会・小中学校オンライン化推進事業、273万9,000円は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、オンライン会議や分散勤務の促進のため、藤代庁舎と教育総合支援センターの教育用ネットワークの無線環境の整備を行うものです。これにより施設の執務室や会議室において、教育用パソコンやタブレット端末が無線環境で利用可能となります。本事業を行うに当たり必要となる機器の設定・設置の業務委託を実施します。また、オンライン授業等において、教科書や音楽などの著作物をインターネット回線上で配信可能とするため、事業目的公衆送信補償金を利用するものです。次に、項目番号14、小中学校等の感染症予防対策事業176万2,000円は、教育総合支援センターの環境整備に関するもの、及び日本語翻訳機の導入が主な内容となります。まず、環境整備に関するものとして、トイレの自動水栓化工事、空気清浄機の購入及びエアコンを設置することで、より一層の感染症対策の実施と児童生徒の学習環境を整備するものです。また、多目的室に残置されていた不要設備を撤去することで、スペースの確保を行うものです。次に、日本語翻訳機を導入することで、日本語指導を必要とする児童生徒への教科学習の支援について、日本語指導員や教員が児童生徒との対人接触の機会を減らすことで、感染リスクの軽減を図るものです。

次に、項目番号15、公共施設の感染症予防対策事業、785万4,000円は、公民館における空調機器の更新と、消防署への空気清浄機導入が主な内容となりますので、教育委員会で一括で御説明いたします。まず戸頭公民館と一体で活用している戸頭地域子育て支援センター2階会議室及び相馬公民館ロビーの空調機については、建設当初から設置されているため老朽化が著しいことから、新たに空調機の入替えを実施し、快適な環境を保持するものです。

次に、消防署への空気清浄機導入についてです。消防職員は24時間体制で勤務しており、パーティションは設置しているものの、十分な換気ができていないことから、さらなる感染防止を図るとともに、消防業務における市民への影響がないよう各消防署の仮眠室等にメンテナンスが容易で、ウイルス除去にすぐれた空気清浄機を導入するものです。私からの説明は以上となります。

○政策推進部長（井橋貞夫君） 政策推進部、井橋です。続きまして、経済支援6の壁画製作事業317万7,000円は、コロナ禍で活動機会が減少した取手市在住及び取手市内での活動経験がある芸術家への経済的支援としまして、劣化の目立つ壁画2本の修繕と、今後

の修繕計画策定のため、市内の壁画の現状調査を実施するものです。政策推進部所管事業は以上となります。

○都市整備部長（齋藤嘉彦君） 都市整備部の齋藤です。都市整備部所管の補正予算について、ご説明申し上げます。一覧表、経済支援の8番になります。鉄道軌道安全輸送設備等整備事業補助といたしまして、関東鉄道株式会社が行う常総線の線路設備や信号保安設備の改修といった安全対策事業に対して、国や県、沿線自治体と協調補助を行うものです。こちらは6月の補正予算で975万2,000円の予算措置を行いました。その時点では臨時交付金の対象となることが未定でした。このたび臨時交付金の対象となることが明らかとなったため、財源充当の変更を行うものでございます。都市整備部所管の補正予算は、以上でございます。

○総務部長（鈴木文江君） 総務部、鈴木です。総務部所管の事業について、ご説明申し上げます。活用事業一覧、項目番号10、避難所環境整備事業、693万1,000円についてです。新型コロナウイルスの感染拡大が懸念される現状を鑑み、自然災害発生時には、密を避ける観点から、指定避難所以外の施設、公民館や集会所等を臨時的に避難所として開設することが想定されます。災害時の感染拡大防止を図るため、開設する際に必要となる備品、消耗品を備蓄品として購入するものです。購入する備品ですが、災害時には停電が発生することも想定されるため、ガスパワー発電機5台を購入します。こちらの発電機は、市販のカセットガスボンベ2本で簡単に発電し、環境にも優しく、キャスター付きで移動も便利なものです。また蓄電池投光器セット10セット、換気機能確保のための大型扇風機15台を購入します。併せて、各施設で必要となるセンサー式アルコールディスペンサー15台、長期保存ウェットタオル等、衛生環境確保のための消耗品を購入するものです。総務部所管の事業につきましては、以上となります。よろしく願いいたします。

○財政部長（牧野妙子君） 以上が、今回臨時交付金の組替えにより実施する事業となります。

続きまして、議案第55号、取手市一般会計補正予算（第11号）につきまして御説明いたします。議案の説明資料、令和3年度取手市一般会計11月補正予算（案）の概要を御覧ください。今回の補正予算の内容につきましては、1点目に地方創生臨時交付金活用事業、2点目に新型コロナウイルスワクチン接種推進事業、3点目に生活困窮者住居確保給付金の増額、これら3点について計上しております。中段にございます、1、補正予算の規模を御覧ください。今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億2,663万5,000円を増額し、予算総額を398億540万1,000円とするものです。

続きまして、補正予算の内容について説明させていただきますが、議案書中、予算額を減額しているもの、財源充当の変更、と記載されているものは、臨時交付金事業の完了などによる執行残額の減額や財源充当の変更のため、説明は割愛させていただきます。また、臨時交付金の組替えにより新たに予算計上する事業についても、先ほど臨時交付金事業一覧を用いて御説明したとおりでございますので、こちらも説明を割愛させていただきます。何とぞご了承願います。なお、補正予算の歳入に臨時交付金の項目はございませんが、これは、今回の補正予算においては、契約額の確定等により発生した執行残額5,903万

6,000円を減額し、新たに実施する事業等に同額を充当する組替えを行うため、補正額がゼロとなっているためです。今回の臨時交付金を活用しました——失礼しました、個別の項目の説明は議案書に基づき、歳入歳出の順番で各担当部長から御説明いたしますが、歳入のうち、歳出に伴うものにつきましては、歳出の説明の際に合わせて御説明させていただきます。

それでは、財政部所管の歳入から御説明いたしますので、議案書5ページを御覧ください。19款、繰入金、2項、基金繰入金の財政調整基金繰入金は、今回の補正の財源調整として4,581万8,000円を減額しております。これは、主に補正予算第3号に計上した臨時交付金事業の執行残額の精査により、事業費が減額となったことに伴うものです。財政部所管分の説明は、以上でございます。

○健康増進部長（大野安史君） それでは、健康増進部の大野でございますが、私のほうからは議案第55号、令和3年度取手市一般会計補正予算（第11号）の健康増進部所管の歳入歳出について御説明を申し上げます。歳入に関しましては、ただいま財政部長のほうからありましたように、歳出と合わせて御説明をさせていただきます。まず、補正予算書11ページ、12ページを御覧ください。4款、衛生費、1項、保健衛生費、2目、予防費、予防接種に要する経費における、新型コロナウイルスワクチン接種に関する経費として、2億7,090万8,000円を増額しております。これは国のほうが9月のワクチン分科会におきまして、3回目の接種となります追加接種の必要性とその時期を、2回接種完了からおおむね8か月以上後とすることが妥当という見解が示されました。それに伴いまして、3回目接種対象者を、10月現在の2回目の接種が完了した実績から、取手市の場合で約8万4,000人と想定しまして、令和3年度中に接種すべき人数を、先ほどの8万4,000人の45%、約3万7,800人程度と見込みまして、ワクチン接種1回当たりの接種費用、これは税込みで2,277円で予防接種委託料、それから集団巡回予防接種委託料として計上しております。これに合わせて、歳入に関しましては、補正予算書の5ページの15款、国庫支出金、1項、国庫負担金、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金として歳出同額の8,607万1,000円を増額計上しております。

次に、接種を円滑に進めるための体制整備としまして、接種券を発送するための健康管理システム改修委託料、集団接種会場での接種を実施する際の会場の運営等を行う従事者の派遣委託料、予約等のコールセンター業務委託料、ワクチン接種施設の協力金等を計上しまして、これの歳入に関しまして、5ページの2段目の15款、国庫支出金、2項、国庫補助金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金として、歳出同額の1億7,515万1,000円を計上いたしております。また、12ページの下段の負担金、補助金及び交付金でございます時間外休日集団接種医療従事者派遣協力金につきましては、ワクチンの2回目を11月までに終了できるよう、通常診療の時間外や休日に、医療機関から集団接種会場に医療従事者が派遣された場合に、派遣元の医療機関に対して、支援として966万8,000円を増額計上しており、これの歳入に関しましては、5ページ、3段目の16款、県支出金、2項、県補助金、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金、そして県からの補助率10分の10で同額を増額計上しております。さらには、ワクチン接種体制

確保事業における会計年度任用職員の雇用に伴いまして、雇用保険料を計上していることから、歳入に関しまして、5ページの最下段にございます21款、諸収入、6項、雑入、雇用保険料本人負担分として1万8,000円を増額計上させていただいております。

続きまして、補正予算書12ページの下段にございますが、感染症予防に要する経費の新型コロナウイルス感染症対策経費でございます。新型コロナウイルスワクチンの個別接種に御協力いただく医療機関に対する協力金となりまして、これまで地方創生臨時交付金を活用した事業として進めておりましたが、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金の該当となることが明確になったことから、3,360万円を減額し、全額を移行するものでございます。

続きまして、補正予算書13ページの中段、3目、母子衛生費、母子衛生事務に要する経費における、新型コロナウイルス感染症対策経費でございます。地方創生臨時交付金を活用しまして、対象となった新生児に対し1人2万円の新生児特別給付金を支給しておりますが、給付実績に合わせまして、当初の見込みより40人分の交付金及び振込手数料87万1,000円を減額するものでございます。

以上、健康増進部所管の御説明を申し上げます。

○福祉部長（稲葉芳弘君） 続きまして、福祉部所管についてご説明申し上げます。8ページを御覧ください。生活困窮者住居確保給付事業に要する経費の新型コロナウイルス感染症対策経費は206万円を増額しております。住居確保給付金が支給終了となった方に対する再支給の申請期限が、6月30日から11月30日まで延長されたこと、及び第5波の影響から、申請者が増えたことなどから不足見込額を増額するものであります。この歳出増に伴う歳入として、国庫負担金154万5,000円を増額しております。以上となります。以上、議案第55号、令和3年度取手市一般会計補正予算（第11号）の説明を申し上げます。本日の説明は以上でございます。長時間にわたりお時間を頂戴し、ありがとうございました。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。